

# [特集] 高齢者の生活を支えるために

## 介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

◎問合せ 本所長寿介護課 ☎25 - 2111内線192



### 介護予防・日常生活支援 総合事業とは

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、介護保険等の行政サービスに加え、地域やボランティアによる助け合いなど、社会全体で高齢者を支えていくことが必要です。また、高齢者自身も、自らの持つ力を最大限に生かして、介護が必要な状態を予防していくことが大切です。

そのための仕組みの一つとして、平成二十七年に介護保険制度が改正され、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」が創設されました。総合事業は、市町村が主体となって、高齢者を対象に、その人の状態や必要性に合わせた介護保険サービスを提供する事業で、市では来年四月に開始します。

### 総合事業が始まると

六十五歳以上で、要支援に認定された方・生活機能の低下がみられる方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、六十五歳以上の全ての方が利用できる「一般介護予防事業」を通して、介護予防と日常生活の自立を支援します。

● 予防訪問介護・通所介護が介護予防・生活支援サービス事業に移行

要支援認定を受けている方への予防訪問介護と予防通所介護が、「介護予防・生活支援サービス事業」の中の、

訪問型サービス・通所型サービスに移行します。市独自の基準に基づいて、利用料を軽減し、これまでと同程度のサービスを提供します。

● サービスの利用手続きを一部簡素化  
六十五歳以上の方で、「介護予防・生活支援サービス事業」のみを利用したい場合は、要支援認定を受けなくても、基本チェックリストの判定に基づいて、サービスを利用できるようになります。

● 一次予防事業と二次予防事業が一般介護予防事業に移行

これまで二つに分かれていた介護予防事業が、「一般介護予防事業」として一本化されます。地域の実情に応じて、効果的・効率的に介護予防の普及・啓発及び介護予防に携わる人材の

育成・支援を行います。

### 高齢者の生活を支える ために

市では、これまで地域の様々な団体による協議会の設立や、高齢者へのサービスに関わる人材の発掘・支援を行う生活支援コーディネーターを配置するなどの取り組みを進めてきましたが、総合事業の開始によって、介護事業者をはじめ、幅広い世代の市民、NPO、ボランティア団体など、地域の様々な主体が、これまで以上に協力していくことが求められています。

高齢者が、いつまでも生き生きと暮らし続けられるよう、地域が一丸となって高齢者の生活を支えるための体制作りに取り組んでいきましょう。

### 介護予防・日常生活支援総合事業 「担い手養成研修会」

総合事業の開始によって、介護事業者によるサービスに加え、より多くの方の支援が必要になります。市では、高齢者の介護予防・生活支援に携わる「担い手」を募集し、「担い手養成研修会」を開催します。

▶ 講義 (全3回)

10月11日(木) 午前9時15分～午後4時30分  
13日(土) 午前9時15分～午後4時  
28日(金) 午前9時15分～11時

場 総合保健福祉センター (にこ♥ふる)

▶ 介護実習

10月14日(金)～27日(金)の間で1日

場 市内各所

他 専門職が同行します

▶ 共通

対 高齢者の介護予防・生活支援サービスに携わりたい方及び鶴岡市認知症高齢者等見守りサービス事業委託事業者に所属する方30人

持 昼食 (28日を除く)

申 10月4日(木)まで本所長寿介護課 ☎内線192へ

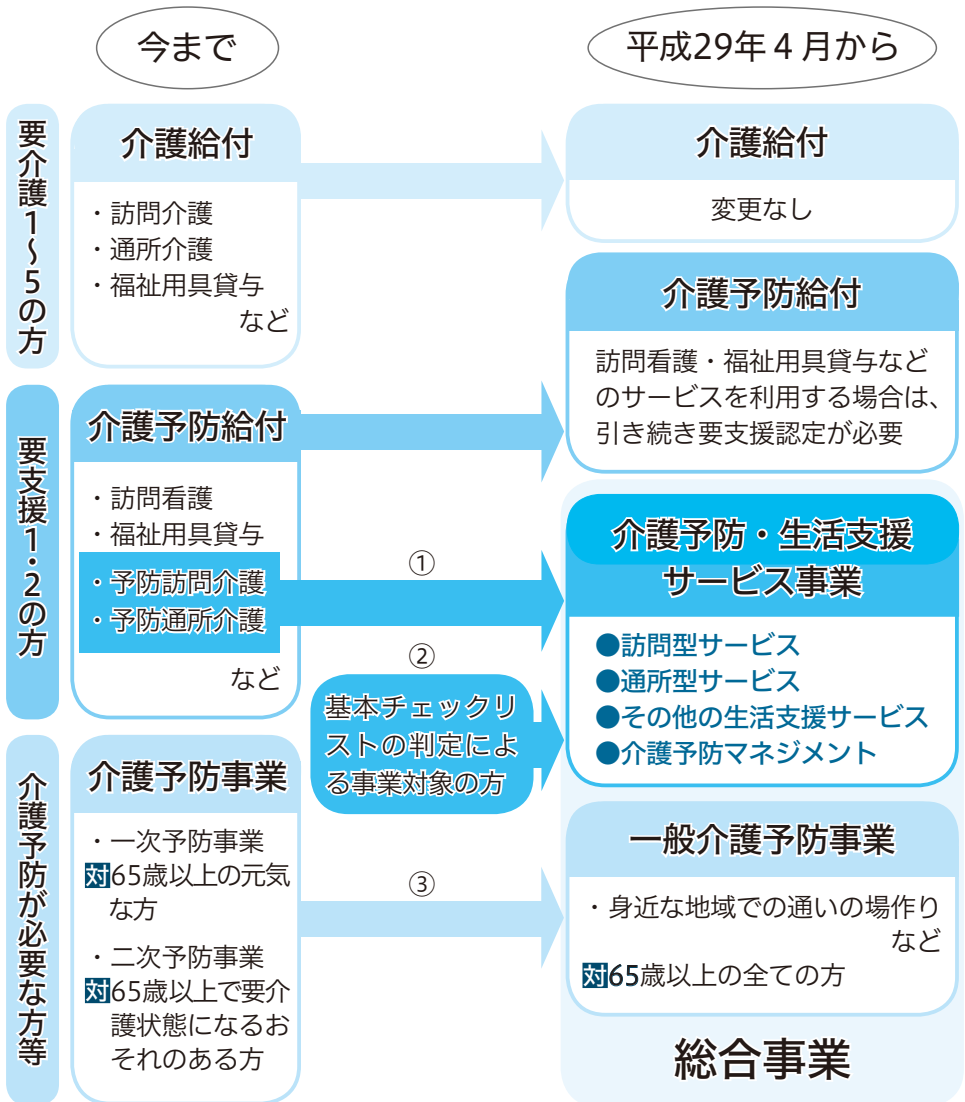


# 介護予防・日常生活支援 総合事業 のポイント

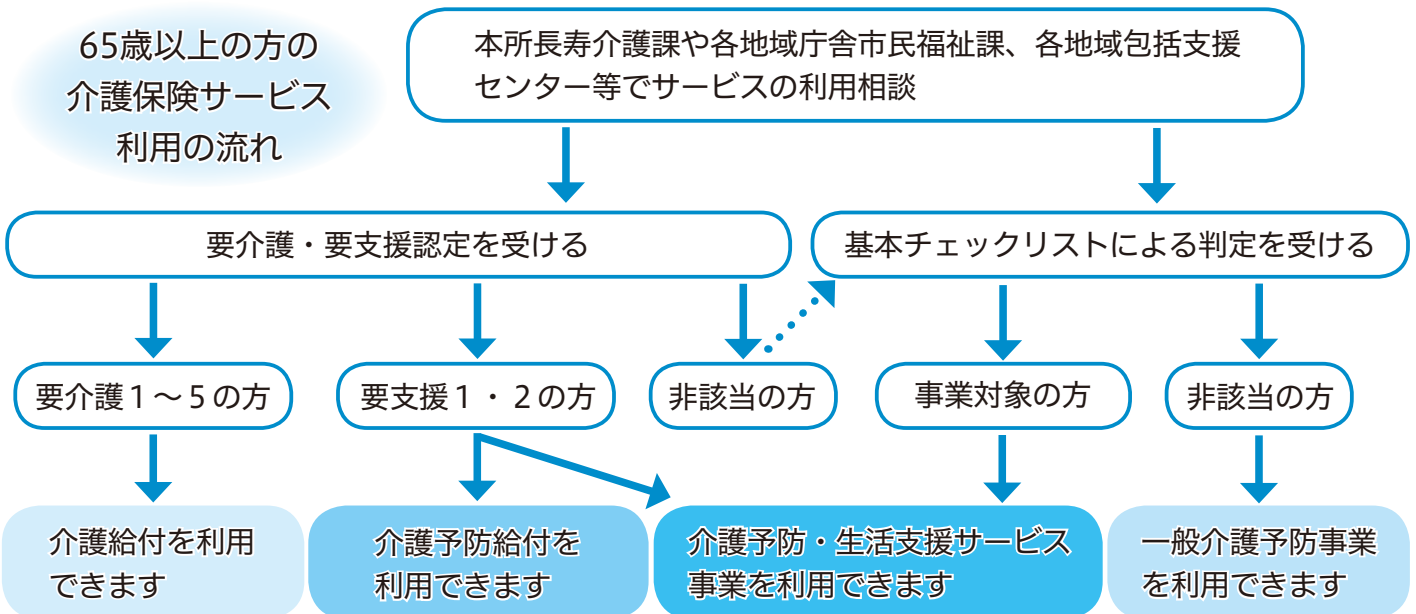


総合事業が始まると、  
ここが 変わります

- 1 介護予防給付の「予防訪問介護」「予防通所介護」が「訪問型サービス」「通所型サービス」へ移行  
・市独自の基準に基づいて、利用料を軽減
- 2 介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合は、「基本チェックリスト」の判定で利用可能
- 3 一次予防事業と二次予防事業が「一般介護予防事業」に移行



## 65歳以上の方の介護保険サービス利用の流れ



★基本チェックリストとは…日常生活に必要な機能が低下していないかを調べるための質問票のことです。